

議案第 6 3 号

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の変更に関する協議について

大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 291 条の 3 第 1 項の規定により関係市町村と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求める。

令和 6 年 8 月 30 日 提出

羽曳野市長 山入端 創

提 案 理 由

大阪府後期高齢者医療広域連合規約を変更することについて、地方自治法(昭和 22 年法律第 67 号)第 291 条の 3 第 1 項の規定により関係市町村と協議するため、同法第 291 条の 11 の規定により議会の議決を求めるものであります。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約の一部を変更する規約

大阪府後期高齢者医療広域連合規約(平成 19 年 1 月 17 日大阪府指令市第 3205 号)の一部を次のように改正する。

別表第 1 の 2 の項及び 3 の項中「被保険者証及び被保険者資格証明書」を「資格確認書等」に改める。

別表第 2 備考中「及び外国人登録原票」を削る。

附 則

この規約は、令和 6 年 12 月 2 日から施行する。

大阪府後期高齢者医療広域連合規約 新旧対照表

新		旧	
別表第 1（第 4 条関係）		別表第 1（第 4 条関係）	
項	関係市町村において行う事務	項	関係市町村において行う事務
1	省略	1	省略
2	<u>資格確認書等</u> の引渡し	2	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の引渡し
3	<u>資格確認書等</u> の返還の受付	3	<u>被保険者証及び被保険者資格証明書</u> の返還の受付
4～6	省略	4～6	省略
別表第 2（第 17 条関係）		別表第 2（第 17 条関係）	
省略		省略	
備考		備考	
1 高齢者人口割については、前年度の 9 月 30 日現在の住民基本台帳に基づく満 75 歳以上の人口による。		1 高齢者人口割については、前年度の 9 月 30 日現在の住民基本台帳 <u>及び外国人登録原票</u> に基づく満 75 歳以上の人口による。	
2 人口割については、前年度の 9 月 30 日現在の住民基本台帳に基づく人口による。		2 人口割については、前年度の 9 月 30 日現在の住民基本台帳 <u>及び外国人登録原票</u> に基づく人口による。	